

国立研究開発法人産業技術総合研究所安全衛生管理規程

令06規程第39号
(17規程第90号の全部改正)
令和7年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 研究環境整備本部（第6条－第9条）
- 第3章 研究拠点等における安全衛生管理（第10条－第16条）
- 第4章 部門等における安全衛生管理（第17条・第18条）
- 第5章 健康管理（第19条）
- 第6章 就業禁止及び制限（第20条－第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の安全衛生管理に関する基本的な事項を定めることにより、役職員等の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 研究拠点等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第4条2項に規定する研究拠点及び東京本部をいう。
- 二 部門等 組織規程第3章に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボ並びに組織規程第6条第1項第1号並びに第3章第2節に規定する研究戦略本部、本部組織及び第3節に規定する事業組織に、組織規則の定めるところにより置かれる部及び室（本部組織において本部の直下に置かれる室及び事業組織に置かれる室に限る。）をいう。
- 三 役職員等 役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいう。

（労働安全衛生法等との関係）

第3条 研究所における安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他安全衛生管理に関する法令（以下「関係法令等」という。）及び研究所が別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(権限の委任)

第4条 理事長は、研究所の安全衛生管理に関する権限（国立研究開発法人産業技術総合研究事務の委任及び専決処理に関する規程（30規程第38号）別表1及び別表2の第1欄に掲げる事務に係るものを除く。）を研究環境整備本部長に委任する。ただし、健康管理に関する事項については、関係法令等に定めるもののほか別途定める。

(安全衛生管理の原則)

第5条 研究所の安全衛生管理は、研究環境整備本部が役職員等の協力のもと実施する。

2 研究環境整備本部長は、単にこの関係法令等で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における役職員等の安全と健康を確保する。また、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力する。

3 役職員等は、労働災害を防止するために必要な事項を守るほか、研究環境整備本部や関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力する。

第2章 研究環境整備本部

(研究環境整備本部)

第6条 研究環境整備本部は、研究所の安全衛生管理に係る業務を実施する。

2 研究環境整備本部は、研究拠点等及び部門等の安全衛生管理に係る業務に対して支援及び指導を行う。

(研究環境整備本部長が講ずべき措置)

第7条 研究環境整備本部長は、次に掲げる危険又は健康障害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険に関すること。
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険に関すること。
- 三 電気、熱、電子線その他のエネルギーによる危険に関すること。
- 四 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 五 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

2 研究環境整備本部長は、役職員等を就業させる研究所の建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養及び清潔に必要な措置その他役職員等の健康保持に必要な措置を講じなければならない。

(異常時の措置)

第8条 事故若しくは災害の発生又は発生するおそれのある事態を発見した者は、適切な措置を執るとともに、研究環境整備本部長にその旨を速やかに報告しなければならない。

2 研究環境整備本部は、部門等の長及び研究拠点等の長と連携し臨機の処置を実施するとともに、原因の調査と再発防止のための措置を直ちに講じなければならない。

3 研究環境整備本部長は、第1項の報告を受けた場合において、当該報告が事故、災害による死亡者、負傷者又は疾病の発生の報告であるときは、その状況に応じて関係者に命じて必要な措置を講ずるとともに、速やかに理事長に報告しなければならない。

4 役職員等が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、研究

環境整備本部長又は研究拠点等の長は、当該研究拠点等の所轄労働基準監督署に報告しなければならない。

(安全衛生教育訓練)

第9条 研究環境整備本部長は、役職員等が初めて研究所に勤務する場合は、当該役職員等に対し、関係法令等で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、役職員等の作業内容を変更した場合について準用する。

3 研究環境整備本部長は、危険又は有害な業務であって関係法令等で定めるものに役職員等をつかせるときは、関係法令等で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第3章 研究拠点等における安全衛生管理

(研究拠点等の安全衛生管理業務)

第10条 研究環境整備本部長はつくばセンターにおいて、つくばセンター以外の研究拠点等の長は、当該研究拠点等においてそれぞれ次の業務を統括管理する。

一 役職員等の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること

三 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

2 研究環境整備本部長及び研究拠点等の長は、年に1回以上、つくばセンター又は当該研究拠点等を巡視する。

3 研究環境整備本部長及び研究拠点等の長は、前項までの職務を行うことが困難な場合、つくばセンターにおいてはつくば安全管理部長、つくばセンター以外の研究拠点においては当該研究拠点の所長代理または業務室長、東京本部においては、企画本部企画部調整室長にその職務を代理させることができる。

(総括安全衛生管理者)

第11条 研究拠点等に、法第10条に基づき総括安全衛生管理者を置く。

(衛生管理者及び衛生推進者)

第12条 研究拠点等に、法第12条に基づき衛生管理者を置く。

2 研究拠点等に、法第12条の2に基づき衛生推進者を置く。

3 衛生管理者及び衛生推進者は次の業務を行う。

一 作業場の衛生上の調査に関すること。

二 施設、設備等の衛生上の改善に関すること。

三 衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること

四 衛生教育その他役職員等の健康保持増進を図るための措置に関すること

五 衛生日誌等の記録の整備に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること。

4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回当該研究拠点等の作業場等を巡視し、設備、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、役職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない

(産業医)

第13条 研究拠点等に、法第13条に基づき産業医を置く。

- 2 産業医は、少なくとも毎月1回当該研究拠点等の作業場等を巡視し、衛生状態、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、役職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 その他産業医の職務等については、関係法令等に定めるもののほか、別に定める。

(化学物質管理者)

第14条 研究拠点に化学物質管理者を置く。

- 2 化学物質管理者は、法第57条の3に規定する危険性又は有害性等の調査をしなければならない危険薬品（以下「調査対象物」という。）を取り扱う研究拠点に勤務する者のうちから環境安全部長が指名する。
- 3 環境安全部は、法第57条の3に基づく調査内容を確認し、必要に応じて当該研究拠点における調査対象物の管理に係る措置を、化学物質管理者を介して講じるものとする。

(安全衛生委員会)

第15条 研究拠点等に、安全衛生委員会を置く。

- 2 安全衛生委員会は、当該研究拠点等における安全衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して研究環境整備本部長に対し意見を述べる。
- 3 安全衛生委員会の組織その他の運営に必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第16条 安全衛生委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、当該研究拠点等の安全衛生に係る専門的な事項を調査審議し、その事項に関して安全衛生委員会に対し意見を述べる。
- 3 専門委員会の組織その他の運営に必要な事項は、別に定める。

第4章 部門等における安全衛生管理

(ユニット安全管理者)

第17条 部門等にユニット安全管理者を置き、部門等の長又は部門等の長が指名する者をもって充てる。

- 2 ユニット安全管理者は、別に定める安全ルール等に基づき、当該部門等の安全衛生管理に係る業務を行う。

(保護具着用管理責任者)

第18条 調査対象物を取扱う部門等に、保護具着用管理責任者を置く。

- 2 複数の研究拠点等で調査対象物を取扱う場合は、取扱う研究拠点等ごとに保護具着用管理責任者を置く。
- 3 保護具着用管理責任者は、ユニット安全管理者又は部門等の長が指名した者をもって充てる。
- 4 保護具着用管理責任者は、調査対象物に係る保護具の適正な選択及び使用に係る管理並びに保護具の保守管理を行う。

第5章 健康管理

(健康管理)

第19条 研究所は、関係法令等に定めるところにより、役職員等の健康管理を行う。

2 健康管理について必要な事項は、別に定める。

第6章 就業禁止及び制限

(就業制限)

第20条 部門等の長は、関係法令等に定める就業制限に係る業務には、当該法令等で定める技能講習を修了した職員等その他資格等を有する職員等でなければ就業させてはならない

2 部門の長は、女子及び年少者を関係法令等で定める危険有害業務につかせてはならない。

(中高年齢についての配慮)

第21条 部門等の長は、中高年齢の職員等その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする職員等については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。

(病者の就業禁止)

第22条 部門等の長は、産業医が伝染性の疾病、精神障害又は心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪するおそれがあると認める職員等については、就業の禁止その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則 (06規程第39号・全部改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。